	無形固定資産の取得による支出	－13,206
	施設費による収入	852,830
	その他の投資支出	－41,488
	小計	－169,542
	利息及び配当金の受取額	10,506
	投資活動によるキャッシュ・フロー	－159,035
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	長期借入金の返済による支出	－9,732
	リース債務の返済による支出	－9,009
	小計	－18,741
	利息の支払額	－1,209
	財務活動によるキャッシュ・フロー	－19,951
Ⅳ	資金増加額	445,757
Ⅴ	資金期首残高	2,213,988
Ⅵ	資金期末残高	2,659,746

利益の処分に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		432,674,069
	当期総利益	432,674,069	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金	47,028,571	
	国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
	教育研究環境整備等積立金	385,645,498	432,674,069

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂））（以下、「国立大学法人会計基準等」という。）を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用している。

退職一時金に充当される運営費交付金・・・費用進行基準

文部科学省が指定する基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）、特殊要因運営費交付金に充当される運営費交付金・・・文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準

文部科学省が指定するものを除き大学が業務達成基準を採用することを認めた業務に充当される運営費交付金・・・業務達成基準

文部科学省が指定するものを除き学長が費用進行基準を採用することを認めた業務に充当される運営費交付金・・・費用進行基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法に基づく耐用年数を採用している。

主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物（建物附属設備含む）　７年～50年　構築物　７年～60年

工具器具備品　２年～15年　車両運搬具　２年～７年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上している。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされない部分については、教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法により計上している。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、基準第34に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

５．収益及び費用の計上基準

⑴　財産貸付料収益

財産貸付料収益は主に大学施設の賃借料であり、当法人は顧客に対して契約等に基づき財産貸付する義務を負う。当該履行義務は当法人が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、契約期間に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。

⑵　検定料収益

検定料収益は主に受験生から支出された検定料であり、当法人は受験生に対して検定試験等のサービス等を引き渡す義務を負っている。当該履行義務は、検定試験等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識している。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法（販売図書）

最終仕入原価法（その他のたな卸資産）

７．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

（注記事項）

１．貸借対照表関係

⑴　運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額　397,512千円

⑵　運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額　3,519,675千円